

令和7年蔵王町議会定例会12月会議

令和7年12月10日（水曜日）

出席議員（13名）

1番	平間 徹也 君	2番	宇田川 敬之 君
3番	佐藤 敏文 君	5番	藤澤 麻衣子 君
6番	葛西 清 君	7番	馬場 勝彦 君
8番	村上 正文 君	9番	今 千佳 君
10番	松崎 良一 君	11番	外門 清 君
12番	伊藤 雅代 君	13番	村上 一郎 君
14番	佐藤 長成 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	村上 英人 君
副 町 長	平間 喜久夫 君
会計 管理者 長	我妻 敏 君
会計 課 長	
総務 課 長	鈴木 賢 君
防災 専門 監	佐藤 洋一 君
まちづくり推進課長	川井 大文 君
町民 税務 課 長	高橋 幸治 君
保健 福祉 課 長	大槻 みちる 君
子育て支援課長	鹿島 亜希 君
環境 政策 課 長	宮澤 一弘 君
農林 観光 課 長	佐藤 敏彦 君
建設 課 長	大槻 健一 君
病院 事務 長	鈴木 智子 君

上下水道課長	平間勝文君
教 育 長	文谷政義君
教育総務課長	日下光義君
生涯学習課長	佐藤孝志君
スポーツ振興課長	佐藤武憲君
農業委員会事務局長	山家信行君

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤長也君
事務局 長 補 佐	鈴木直美君

議事日程 第2号

令和7年12月10日（水曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 議案第 4 号 蔵王町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 4 議案第 7 4 号 監査委員の選任について
- 日程第 5 議案第 7 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任に関し議会の同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第 7 6 号 蔵王町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第 7 議案第 7 7 号 蔵王町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第 7 8 号 蔵王町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第 9 議案第 7 9 号 蔵王町敬老祝金等支給条例の一部を改正することについて
- 日程第 10 議案第 8 0 号 蔵王町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 11 議案第 8 1 号 蔵王町下水道条例の一部を改正することについて
- 日程第 12 議案第 8 2 号 指定管理者の指定について
- 日程第 13 議案第 8 3 号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 14 議案第 8 4 号 令和7年度蔵王町一般会計補正予算（第6号）

日程第 15 議案第 85 号 令和 7 年度蔵王町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 16 議案第 86 号 令和 7 年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 17 議案第 87 号 令和 7 年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 18 議案第 88 号 令和 7 年度蔵王町水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 19 議案第 89 号 令和 7 年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（佐藤長成君） 皆様、おはようございます。

本日から実質審議に入る日程となりました。本日は日程第3から日程第19まで盛りだくさん提案されておりますので、どうぞ慎重審議に当たっていただくことを願って挨拶いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますから、議会は成立いたしました。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤長成君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番村上正文君、9番今 千佳君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（佐藤長成君） 日程第2、諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明員として出席を求めた者の職、氏名については、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議発案第4号 蔵王町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） それでは、日程第3、議発案第4号蔵王町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。11番外門 清君、登壇願います。

〔11番 外門 清君 登壇〕

○11番（外門 清君） それでは、提案理由の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

議発案第4号

蔵王町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

蔵王町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年12月5日 提出

提出者 蔵王町議会議員 外 門 清

賛成者 蔵王町議会議員 佐 藤 敏 文

賛成者 蔵王町議会議員 葛 西 清

提案理由

議員が職務に専念できる環境整備と、より多様な人材が立候補しやすい環境整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものである。

なお、改正条文及び新旧対照表については議案書の添付のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

先輩・同僚議員の賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） それでは、提出者の趣旨説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 今回、議員報酬、長年議論されてきてここまで来たのは分かってはいるんですけども、1個だけ確認したいことがありまして、任期途中に上げるようなことになってしまったのはなぜか。逆に、別に2年後の今の時期に上げて、新しい改選期に報酬をこのようにしますというふうにするのが一番筋が通っているのではないかと私は思ったんですけども、その辺についてどのような考えか教えていただきたい。

○議長（佐藤長成君） 委員長。

○11番（外門 清君） まず、仙南で蔵王町が一番低い議員報酬になっておりますので、今のうちから立候補しやすい体制、環境をつくっておくということであります。

以上です。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、委員長、席にお戻りください。

それでは、ほかに質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。1番平間徹也君。

〔1番 平間徹也君 登壇〕

○1番（平間徹也君）　今回、このたび上程された議員報酬引上げについて、反対の立場で討論させていただきます。

報酬の引上げについては、これまで長年議論されてきております。前期、前回のときから議会の在り方検討委員会でたくさん議論をして、報酬を上げるのが妥当であるとされたわけではありますけれども、今回、報酬引上げを認めてしまえば、今回の議員定数を2減した意味がなくなってしまうんじゃないかと私は危惧しております。

せっかく議員自ら身を切る改革で約800万円の一般財源を生み出したわけですから、今回、仮に議員報酬を上げてしまうと、この800万円を生み出した財源が減ってしまう、そして、その生み出した財源を今回当選した議員さんたちで分配してしまうということになってしまうのではないかと私は思っています。

先日の議会において、我が議会は、医療介護従事者の医療介護報酬を増としてほしい陳情を否決しました。そのような医療報酬、介護報酬を否決しておきながら、自分たちの議員報酬は引き上げるなんていうことがあっていいのでしょうか。

あわせて、成り手不足を理由に報酬を引き上げるとしておりますが、前回の選挙戦で19名もの立候補者数がいた蔵王町議会において、報酬増をしなくても成り手がたくさんいるということは証明済みであります。

さらに、成り手不足対策のためにというのであれば、今の任期中に上げるのはやはり間違っております。

議会の報告会の中で今回の議員報酬について伺った際、一人一人の議員の仕事の質を上げて仕事をもっとしてもらえらるなら報酬を上げることについて認めるという意見も多かったとは思いますが、実際、おのおの議員はどのような形で議員の仕事の質と量を上げていくことを証明していくつもりなのか。そして、現在の議員報酬では努力に見合わないと思っているのでしょうか。全くもって道理が通らないと私は思います。

以上を同僚・先輩議員の賛同を賜り、反対討論といたします。

以上です。

○議長（佐藤長成君）　ほかに討論ありませんか。8番村上正文君。

〔8番 村上正文君 登壇〕

○8番（村上正文君）　ただいま上程されております議発案第4号蔵王町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、原案に賛成の立場で討論を行います。

本町議会では、令和3年3月から令和5年8月まで、議会の在り方検討特別委員会で様々な項目について検討を重ね、議員報酬については、若い世代の町民が議員に立候補できるように環境を整えるべきだという考えに至りました。全国的に町村議会議員の成り手不足が深刻な状況になっている中、議員が専門的に職務に専念できる環境整備と、多様な人材が立候補しやすい環境整備を図るためであります。

報酬額の検討では、町村長の給料に対する議員報酬の割合を検討の基本とし、全国町村の平均、県内全町村の平均、県外類似町村の平均のほか、町長の年間職務日数に対する議員の活動日数割合等を参酌し、報酬月額をおおむね2万円程度引き上げるのが妥当という結論になったものです。

その後の手続として、今年5月8日、9日の2日間、延べ6会場で開催した議会報告会でも、議員報酬の改定について説明及び意見聴取を行い、おおむね理解を得たところであります。

さらに、議長、副議長、議員の報酬月額を一律2万2,000円引き上げることについて、町長が蔵王町特別職報酬等審議会に諮問し、10月2日付で原案のとおりで差し支えない旨の答申を得ており、議員報酬の改定については、丁寧に手順を踏み町民の理解を得る努力も重ねながら進めてきたものであります。

一方、ここ数年来、産業界では賃上げ基調が顕著になり、人手不足を背景に人材確保の観点から大卒者の初任給を大きく引き上げ、我々議員の報酬月額25万400円を超える事例も複数見られるようになりました。

町民の代表として選挙を戦って議席を得た議員の報酬額が、社会経済活動をほとんど経験していない大卒者の初任給と同程度という状況は、バランスを欠いているのではないかと私は思います。

以上のことから、今回の報酬月額引上げは妥当なものであると判断いたしますので、原案に賛成をいたします。

どうか先輩・同僚議員のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） ほかに討論ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ただいま同僚議員から原案賛成の討論をいただきましたけれども、2点だけどうしても納得いかないところがあって、反対討論いたします。

蔵王町議会の議員の成り手不足のために報酬を上げる、そして専門的に蔵王町議員に仕事をしてもらうためにという理論は、一定数理解するところでもあるんですけども、我が町議

会は、やはり医療報酬と介護報酬の引上げについてやはり賛成しなかったというところが、私は一番納得がいきません。自分たちの給料だけ上げるのには是、丁寧な議論はあったかしれません、自分たちの給料だけは賛成して他人の給料を上げることに否定したわけですから、私はやはりそこがどうしても納得いかない。これがまず1つの理由であります。

もう一つの大卒、新卒者の給料が上がって25万円超えてきて、我々議員の給料を、経験してきたから議員になって選挙を戦い抜いてきた議員の給料が大卒の人と同じのは納得いかないという同僚議員の訴えでありましたけれども、私は、大卒、新卒の方の入社日数、勤務日数と我々の議会に来る日数はあまりにもかけ離れていると思うんです。そして、時給で換算したときに確実に大卒の新卒者よりも私たち議員のほうが報酬は上なわけでありますから、そこはひとつ指摘していきたいなと思ひ、それを理由に反対いたします。

以上、先輩・同僚議員の賛同を賜り、反対討論とします。

○議長（佐藤長成君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）それでは、ほか討論がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、これより直ちに採決いたします。採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立10名〕

○議長（佐藤長成君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第74号 監査委員の選任について

○議長（佐藤長成君） それでは、次、日程第4、議案第74号監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第74号のほうに入らせていただきます。

ただいま上程されました議案第74号監査委員の選任について、提案の理由をご説明申し上げます。

蔵王町監査委員佐藤雄司氏は、本年12月19日をもって任期満了となるので、同氏を再度委員に選任しようとするものであります。

佐藤雄司氏は、委員を1期務め、その人格、識見とも周知のとおりであります。

したがいまして、監査委員として最適任者であると思われまますので、原案どおりご同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第5 議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任に関し議会の同意を求めることについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第5、議案第75号固定資産評価委員会委員の選任に関し議会の同意を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第75号固定資産評価委員会委員の選任に関し議会の同意を求めることについて、提案の理由をご説明申し上げます。

蔵王町固定資産評価審査委員会委員我妻 昭氏は、本年12月22日をもって任期満了となるので、新たに佐藤正旗氏を委員に選任しようとするものであります。

佐藤正旗氏は、宮財産区管理委員を務められ、誠実にして責任感のある人柄で、不動産業に携わっており固定資産等に精通している方であります。

したがいまして、固定資産評価審査委員会委員として最適任者であると思われまますので、原案どおりご同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありません

ので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第6 議案第76号 蔵王町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて

日程第7 議案第77号 蔵王町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第6、議案第76号蔵王町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて、日程第7、議案第77号蔵王町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて、以上2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま一括上程されました議案第76号から議案第77号まで2件の議案について、提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第76号蔵王町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援等の一部を改正する法律の施行に伴い、満3歳未満の未就園児を対象とした乳児等通園支援事業を実施するため、条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、運営する施設の基準や職員の配置のほか、事業の区分や衛生管理など、事業を実施するために必要な設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

次に、議案第77号蔵王町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについては、議案第76号に関連して給付や支援内容を規定するものであります。

以上、一括上程されました各議案について提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては主管課長に説明させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、主管課長より詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） 私のほうから、ただいま一括上程されました議案第76号及び77号につきまして、詳細説明をさせていただきます。

まず初めに、カラー刷りの議案第76号、77号説明資料をご準備いただきたいと思います。この資料を用いまして、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の制度概要や実施内容について説明を申し上げます。

こども誰でも通園制度は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、多様なライフスタイルにかかわらず形での支援を強化する目的で創設された制度となっております。令和8年4月から全ての自治体でこの制度を実施することとされており、利用対象者はゼロ歳6か月以上3歳未満の子供でこども園等に通園していない子供となります。月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件など理由を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付となっております。

下の図は、ただいま説明いたしました内容について分かりやすく図解したものになります。

次に、実際に本町で実施しようとしている内容について説明をいたします。

対象となる子供は、先ほど説明したとおり6か月以上3歳未満までの未就園児でございます。

利用可能時間は月10時間を上限といたしまして、利用方法は柔軟利用という方法を採用し運用する予定でございます。

実施方式につきましては、子育て支援課の窓口で利用登録をしていただきまして、その後は予約システムを活用します。

予約完了後、制度を利用する流れとなりますが、お子さんや保護者と面談をした後、ゼロ・1歳児に関しましては主に子育て支援センターを利用し、2歳児に関しては主にこども園を利用し、給付を実施したいと考えており、令和8年4月1日から本格実施開始に向け準備を進めているところでございます。

このこども誰でも通園制度の事業を令和8年度から実施するに当たりまして、議案第76号の蔵王町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しようとするも

のであります。

議案第76号につきましては、4ページから15ページとなっております。

条例の主な内容といたしましては、こども誰でも通園制度における人権配慮や外部評価の実施などの一般原則について定めることや、非常災害対策、安全計画の策定等に関する事項について定めること、衛生管理及び食事に関する事項について定めることなどが主な内容となっております。

これらの内容は、国で定める基準を参酌することとなっております、国の基準と同内容とさせていただきます。

次に、議案第77号につきましては、16ページから30ページとなっております。

本条例は、子ども・子育て支援法が改正されたことによりまして、こども誰でも通園制度の利用者に対して、町は給付費の支給のための確認作業を行うこととされており、さきの条例に加え、本町の確認基準に基づいて条例を制定しようとするものでございます。

このたび、当該条例に関し、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が令和7年10月に示されたことから、本町においても同基準を踏まえ新たに条例を制定しようとするものでございます。

条例の主な内容といたしましては、こども誰でも通園制度の利用定員の基準に関すること、それから利用するに当たっての面談に関すること、給付費の支給支払いに関することなどを定めることが主な内容となっております。

さきの条例と同じように、条例の内容につきましては国で定める基準を参酌することとなっております、国の基準と同内容とさせていただきます。

最後に、議案第76号、77号、いずれの議案につきましても、施行期日につきましては令和8年4月1日としております。

以上、詳細につきまして説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

一括議題といたしました2件に対する質疑を許します。質疑ありませんか。12番伊藤雅代君。

○12番（伊藤雅代君） ありがとうございます。

2つの条例どちらも内容としては、私は国のほうから定められていることなので私なりに理解できるんですが、条例というところで趣旨、定義というふうになっているんですけども、目的はいかなるものでしょうか。どういう子供を育てたいのか、蔵王町としてどうある

のか、その目的がここに明記されているといいなと思っています。その辺り、どういう目的なのか、どういう子供を育てるのかというその目的については、どのようにお考えになっているのでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） お答えさせていただきます。

先ほど、月10時間の利用可能枠の中でということ、条例の制定のほう内容説明させていただきましたけれども、短時間であっても家庭以外の環境でほかの子供や保育士と関わる経験については、子供の社会性や生活習慣の形成に大きな意義があると考えております。

また、保護者にとっても、育児から一時的に離れる時間が確保できることは育児不安や孤立防止にもつながることとなるなど考えておりますので、そういった観点を重視しまして条例の制度化をするものでございます。

○議長（佐藤長成君） 12番伊藤雅代君。

○12番（伊藤雅代君） ありがとうございます。

今のお話で詳しいところが分かるんですが、町としてというところでは、私の思いとしては、健やかなまちづくりの中の一環としてというのがやはりこの条例に明記されるというふうに思っていたんですけども、そこがなかったのも、言葉だけになるかもしれませんが、目的をぜひ、今後また条例つくることもあると思いますので、目的をしっかり明記されるといいのではないかと思っただけの質問でした。

以上です。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） ありがとうございます。

伊藤議員おっしゃるとおり、長期総合計画等の中にも健やかなまちづくりというふうに明記されておりますので、今後、新たな条例を策定するときに、その辺も勘案して目的のほうに条文を入れてまいりよう検討していきたいと思っております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 国のほうの法律の改正によって条例改正する部分だと理解はしましたけれども、この制度を導入することによって、現場の困難とか人事配置とかがちょっと今までとは変わってくるのかなと思っただけなんですけれども、その辺の対応というのはもう、来年度予算のことにつながってしまうかもしれませんが、十分対応していける見込みなのかどうかということだけちょっと聞かせてもらえれば。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） お答えいたします。

蔵王町の実施方式としましては、余裕型方式ということで、定員に満たないこども園等を活用させていただきまして保育の実施をする予定でございます。ただ、現場の先生もクラス担任とかそういうのを持っているものですから、子育て支援課のほうに幼児教育指導監も在籍しておりますし、その辺は子育て支援課と連携して、現場の混乱を招かないようにしっかり相互協力してこの制度を充実させてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） 確認になるかと思えますけれども、来年の4月からスタートということで、非常に業務も多くなってくる。そうした場合に、やはり保健室でそうした人材、こうした部分がちょっと不安になるのかなど、配置等も含めてです。その辺について、保育所の人材、あるいは業務の負担等もかなりそこに重なってくるのではないかなというところをちょっと懸念するんですけれども、その辺のところ、スタートに当たって今後どのような準備を進めてこれに対応していくのか、その辺について確認させてください。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） お答えいたします。

今後の利用見込みというのを子育て支援課のほうでも確認をしております。現在、潜在的に利用予定の人数につきましては、ゼロ歳児、主に育児休業中に利用するかと思うんですけれども、15名、1歳児が入園していない乳児が17名、2歳児が11名ということで、潜在的に利用を予定するのではないかという人数は把握しております。

ただし、子育て支援課で子育てサポート事業というものを平成19年から事業を立ち上げておるんですが、そちらの利用人数が毎年5名程度ということで、こども誰でも通園制度も大体年間5名から多くても10名くらいかなというふうに見込んでおります。

そんな中で利用人数を鑑みると、先ほど申し上げた幼児教育指導員でも対応可能ですし、それからこども園のほうも定員に満たない申込みということで現在申込みがございますので、その辺も保育士と協力し合って、申込みがあれば対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） ありがとうございます。

本当に今後どういう形で対応していくかは非常に悩ましいところだなというふうに思ってお

りますし、限られた時間を使うということでは、恐らく、予想になりますけれども、土日関係を中心としたこうした預かり制度が中心なのかなというふうに思いますけれども、その辺の考え方についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） お答えいたします。

土日のお預かりなんですけれども、こども誰でも通園制度はあくまでも施設が開園している時間を利用するというようになっておりますので、その辺は施設の開園時間に合わせてお預かりをしたいと考えております。

それから、先ほど申し上げた子育てサポート事業につきましては、保育士ではないんですけれども、協力会員が自宅で育児をサポートすることで土日もお預かり可能だということにしておりますので、その辺の両事業の並存を活用しながら育児支援の展開を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それでは、ほかに質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論、採決に入るわけですが、討論、採決につきましては議案ごとに行いますのでよろしく願いいたします。

初めに、議案第76号蔵王町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号蔵王町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第78号 蔵王町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第8、議案第78号蔵王町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第78号蔵王町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設における保育内容の代替手段を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、家庭的保育事業等保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難な場合における代替手段を定めるほか、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合における代替手段の要件を改めるものであります。

なお、詳細につきましては主管課長に説明させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、主管課長より詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（鹿島亜希君） それでは、議案第78号蔵王町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

本条例は、児童福祉法に規定される家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を整理するなど、所要の改正をするものでございます。

児童福祉法に規定される家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業となっておりますが、現在、本町における該当施設はございません。

ただし、今後、その施設が町において認可された場合、条例を整備しておかなければならないとされておりますので、その内容につきましては国の基準に準じて定めることとされております。

以上を踏まえまして、主な改正内容について説明をいたします。

資料につきましては、新旧対照表の1ページから13ページが見やすいかと思っておりますのでご覧いただきたいと思っております。

主な条例改正の内容ですが、まず、保育内容の支援に係る連携施設の確保の要件緩和が図られたこと、次に、該当施設を利用する乳幼児の移動のために自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認の義務化が図られたこと、次に、該当施設を利用開始する乳幼児に対して健康診断実施義務の緩和が図られたことなどとなり、所要の改正をするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

以上、詳細につきまして説明をさせていただきました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第79号 蔵王町敬老祝金等支給条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第9、議案第79号蔵王町敬老祝金等支給条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第79号蔵王町敬老祝金等支給条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、敬老祝金等の支給年齢及び支給額等を見直すため、条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、敬老祝金については99歳の支給を廃止し、88歳の支給額を段階的に引き下

げるものであり、特別敬老祝金については要件を見直し、上限額を引き下げるものであります。

なお、詳細につきましては主管課長に説明させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、主管課長より詳細説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻みちる君） それでは、議案第79号蔵王町敬老祝金等支給条例の一部を改正することについて、詳細説明をさせていただきます。

本町では、長寿を祝福するとともに、長きにわたる社会的貢献に対する感謝と敬意を表して敬老祝金及び特別敬老祝金の支給を行ってまいりましたが、近年の高齢化の進展や人口減少などによる財政状況の変化に伴い、敬老祝金の見直しを行うものでございます。

前回、敬老祝金の見直しを行った平成20年の高齢化率は30%に達しておりませんでした。令和6年度末では40%を超え、県内で8番目に高い状況となっております。今後も高齢化率の上昇が見込まれ、高齢者福祉に係る支出も増加が見込まれる中、限りある財源の中で各種高齢者施策を維持するため、見直しを行ったものです。

敬老祝金の見直しにつきましては、昨年度、行政改革取組提案として提案され、行政改革推進本部会議で検討を行った上で今回の見直しとなったものです。

それでは、改正の内容について説明いたします。

議案書38ページをご覧ください。

今回の改正は、第1条と第2条の2つに分かれております。39ページの附則のとおり、第1条については施行日が令和8年4月1日、第2条の規定については施行日が令和9年4月1日としております。

改正の詳細につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

新旧対照表の14ページをご覧ください。

第2条では、敬老祝金等の対象者を定めております。現在の88歳、99歳、100歳のうち99歳を廃止するための改正と、要件を蔵王町の住民基本台帳に登録され、かつ引き続き10年以上居住している者に統一しようとするものです。

第3条では、年齢及び敬老祝金等の額について、表に記載のとおり、88歳の方につきましては現行「3万円」のところを「2万円」に、99歳の方については現行「5万円」を廃止に、100歳の方への特別敬老祝金につきましては、14ページから15ページにかけてとなりますが、現行「10万円、20万円、30万円」の3段階のところを「10万円、20万円」の2段階とするも

のです。

この段階につきましては、現行は「施設サービス等の利用期間によるところ」を改正案では「本町への居住期間により」、30年未満の方は10万円、30年以上の方は20万円とするものがございます。

第6条では、権利の消滅についての規定ですが、第2条において「日本国籍を有し」という文言を削除しておりますので、この第6条でも合わせて削除をするものです。

以上が第1条による改正であり、施行日は令和8年の4月1日でございます。

次に、第2条による改正について説明いたします。

新旧対照表の15ページをご覧ください。

第3条、年齢及び敬老祝金の額について、88歳の方につきましては、第1条の改正により「2万円」のところを「1万円」に改正するものです。

この第2条による改正は、施行日が令和9年4月1日でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 今回の条例の一部改正でございますが、実は、令和6年度の当初予算審査に係る予算特別委員会の際に、私が敬老祝金の件で質疑をしたことが見直しのきっかけになったのではないかなというふうには思っております。

当時の私の質疑の内容は、敬老祝金が99歳で5万円、そして特別敬老祝金が100歳で10万円から30万円まで3段階で支給されることになっておりまして、結果として、同じ方に2年連続で祝金が支給される仕組みになっております。それを妥当だと考えますかという問題提起でございました。

そして、1つの事例として、99歳での支給を95歳に改正をすれば、88歳、95歳、100歳と一定の間隔で支給できるのではないかというものでございました。

しかしながら、今回提案された改正案では、99歳の祝金を廃止する内容になっております。

そこでお伺ひいたしますが、99歳での支給を95歳に改正する検討はなされたのかどうか、それから99歳の祝金を廃止する結論に至ったのはどういう理由からなのか、併せてお伺ひいたします。

○議長（佐藤長成君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻みちる君） お答えいたします。

まず、敬老祝金の95歳について検討したかという点でございますが、95歳を支給するということについては、検討といたしますか、95歳の方に支給をするということについては考えておりませんでした。

99歳の廃止に至った経緯ですが、村上議員おっしゃるとおり、99歳と100歳連続で支給となるということで、まず行政改革のほうの提案もありました。それから、町の行政改革の検討会議のほうで検討をさせていただいて、99歳については廃止でいいんじゃないかということになったものでございます。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 大まか、今、担当課長が言ったとおりであります。ひとつ県南のエリア関係、あと宮城県内見ても、まず1つは、敬老祝金というのは80歳のお祝い、あと喜寿から始まっちゃったんですけれども、喜寿の祝い、そういった80歳の祝い、そして米寿の祝い、そのように99歳の白寿、そして100歳と、そういったお祝いのあれでこの町が高度成長期からずっとお出しになっているということでもあります。

ただ、今、どこの自治体も厳しくなって、そして、今、村上正文議員がお話しされる途中の祝いの何も無いところの95歳というのはどこもやっていないですし、町のほうも考えてはいなかったということでもあります。

そして、99歳というのは、白寿のところ、すぐに100歳になるのでほかの自治体でも大分もう廃止にしているということで、同じく蔵王町も、どっちかというこのまま手をつけないで来たのが蔵王町でありました。

そんなことで、ちょっと見直しをさせていただいたということでもあります。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） ありがとうございます。

95歳というのは、祝いのお年にはなっていないというふうな答弁もあったわけですが、実は95歳というのは、珍しい寿と書いて珍寿という年祝いのももあるわけでございます。珍しいぐらい長寿だというふうな珍寿というのが95歳ということでございます。

ただ、これは99歳と100歳が連続するから、99歳については廃止するという説明でございました。

それで、99歳の敬老祝金が廃止されれば、88歳が唯一の敬老祝金の支給対象になります。ここ数年、88歳の対象者は100名弱の状況でございますが、100歳まで長生きして特別敬老祝金を受けられるのは僅か十数名でございます。

したがいまして、この条例の目的である高齢者の長寿を祝福する、長年にわたる社会的貢献に対する感謝と敬意を表するということであれば、支給対象者が多い88歳での祝金を重視すべきではないでしょうか。改正案のように現在の祝金3万円を2回にわたって減額して1万円にするということは、この条例の制定目的に沿わないと私は思います。このことについて、町長はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 今、言われたことでありますが、あくまでも、蔵王町が下から県内のあれでも40%になっているということ、冒頭にお話を申し上げているところです。言ってみれば、ご年配の方々が大幅増えてきたということなんです。そして、独り暮らしの老老世帯も多くなってきていると。

そういったことで、多くなってきているということは、1つは国保会計に大変以前と全く変わってきていると。あともう一つが、介護保険だとかそういったところに大体倍ぐらいの金額がかかってきているんです。あと後期高齢者の医療関係の。ですから、この3つの会計の負担が多くなってきているんです。

ですから、少しでも年配の方々の、確かにこの件では若干下げているけれども、多くいろいろな面で手厚くしているということだけは、この前も説明させていただいておりますけれども、その辺、ご理解賜りたいなというふうに思っております。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 今度は特別敬老祝金の関係でございますが、支給要件では、100歳時点での町内への居住年数を30年で線引きしまして、2段階で祝金を支給しようとしております。

そこで伺いますけれども、なぜ30年で線引きする必要があるのか、20年や25年では駄目なのか、まずその理由をお伺いしたいと思います。

それから、別の考え方で、蔵王町に引き続き10年以上居住して100歳を迎えた方は、2段階扱いをせずに一律の金額で特別敬老祝金を支給するような検討はされなかったのか、併せてお伺いいたします。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 政策的なこともありますし、ちょっと私のほうからお話しさせていただきますが、ここまで議会まで上げる前に、1つは老人クラブの方々、もう一つは民生委員の皆さんにもお話をさせていただいております。

その中でお話が上がったのが、やはり88歳の祝金については段階的でお願いしたいということでありました。それと、蔵王町に生まれ育って、そして嫁がれてきた方々、そういった方々がやはり一生懸命頑張って、そして百寿のお祝いを迎えた人と、あと途中で70歳過ぎて蔵王町に来られた方々と、やはり差をつけて当然いいだろうというお話でもありました。1つは町のほうの考え方でありましたのですけれども、やっぱりその辺ははっきりとさせていただいたということでもあります。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 私も似たようなところなんですけれども、敬老祝金条例がありまして、この高齢者に対して敬老祝金の支給を行うことにより、長寿を祝福するとともに社会貢献に対し感謝の意と敬老の意を表して社会福祉の増進を図ることを目的としているこの敬老祝金条例なんですけれども、予算の多寡とか隣の町がどうかで、この敬老とか長寿の祝金がめでたくないという方向になってしまうのは、私はちょっと不思議なんですけれども、その辺、町長、どのように考えますか。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） めでたくないだとかめでたいだとか、何をしてもどこの市町村であっても、多い場合というのはめでたいからお祝いを考えているだけであって、ただ、その町の財政によって変わるんです。そうですよ。県内の大衡村というところがあるんです。大衡村が一番です。それは豊かだからなんです。ですから、その辺ちょっと見て調べてお話をさせていただければというふうに思っています。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） いや、町長、逃げていますね。私は別に、自治体の豊かさによって100歳というものがめでたいかめでたくないかって決まるわけじゃないでしょうと私は質問しているんです。

この趣旨は、100歳になったらめでたいねと、88歳になったらめでたいねと、今まで長く頑張ってきたんだから、蔵王町で働いてきてもらった人、長く住んだ人にこのぐらいの金額をあげてもいいよねという金額すら出せなくなってしまったということですか、そうしたら。

町長。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 担当課長にして答弁させます。

○議長（佐藤長成君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻みちる君） お答えいたします。

まず、この敬老祝金につきましては、まず100歳の方につきましては、町長が直接訪問してお祝いの言葉をお話して、大変喜ばれているところでもあります。

敬老祝金の額の見直しはしますけれども、長寿のお祝いをするという意味合いとか感謝とか敬う気持ちというところは変わらないので、条例の目的としては変わらないところだというふうに考えております。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） すみません、もし前の全協か何かで聞いたかもしれないんですけども、これ改正することによってどのぐらい金額が減少されるかというのをちょっともう一度確認したいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻みちる君） お答えいたします。

令和7年4月1日現在の人口による試算になりますけれども、令和8年度の人数としまして88歳が98人、99歳が16人、100歳が13人、合計127人での試算でございます。現行のままいきますと764万円で、改正案のままいきますと456万円になりまして、380万円の減となります。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それでは、ほか質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。8番村上正文君。

〔8番 村上正文君 登壇〕

○8番（村上正文君） ただいま上程されております議案第79号蔵王町敬老祝金等支給条例の一部を改正することについて、原案に反対の立場で討論を行います。

本町の高齢化率が40%を超え、今後も少子高齢化が一層進んでいくと見込まれる中、現今の厳しい財政状況等を鑑みて敬老祝金等の支給の在り方を見直すことは、私も必要なことだと認識をしております。

しかしながら、町長から示された改正案は納得のいく内容ではありません。まず、99歳の敬老祝金が廃止されれば、88歳が唯一の敬老祝金の支給対象になります。ここ数年、88歳の支給対象者は100名弱の状況ですが、100歳まで長生きして特別敬老祝金を受けられるのは僅か十数名のみであります。

したがって、この条例の目的である高齢者の長寿を祝福する、長年にわたる社会的貢献

に対する感謝と敬意を表するというのであれば、支給対象者が多く唯一の敬老祝金対象である88歳での祝金を重視すべきだと考えます。

そういう観点で見ますと、現在の祝金3万円を2回にわたって減額し1万円にするという改正案は、この条例の制定目的に沿ったものとは言いがたく、認めることはできません。

また、特別敬老祝金の支給要件で居住年数30年で線引きしようとしておりますが、30年にどんな意味があるのか、合理的な説明もできない状況です。むしろ、100歳到達時点で10年以上継続居住していれば一律の金額で特別敬老祝金を支給することが望ましいのではないかと私は考えます。

町長は、先日開催の議員全員協議会において、今回の条例改正の理由を「今後も高齢者福祉に係る支出の増加が見込まれること、そして限りある財源の中で、福祉サービスや介護予防など各種高齢者施策を維持するための見直しだ」と説明されましたが、令和6年度の一般会計決算では、不用額が約2億266万円もありました。敬老祝金や特別敬老祝金をこれでもかと削減しなくても、ほかに切り詰められる予算はいろいろあるのではないかと思います。

そして、第五次蔵王町長期総合計画の将来像は「ずっと愛にあふれるオンリーワンなまち・ざおう」であります。今回の改正案を見ますと、どこに愛があるのかと言わざるを得ません。

これらのことにより、敬老祝金等支給条例の一部改正案は白紙に戻し、再度検討し直してほしいと考えますので、原案に反対いたします。

どうか先輩・同僚議員の賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、原案賛成の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）それでは、ほかに討論ありませんので、討論をこれで終結いたします。

これより直ちに採決をいたします。採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立5名〕

○議長（佐藤長成君） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（佐藤長成君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き審議を続けます。

日程第10 議案第80号 蔵王町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第10、議案第80号蔵王町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第80号蔵王町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、公示送達に関する規定を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、現在、役場の掲示板に掲示して行っている公示送達を町のホームページに公示事項を表示する措置を取るとともに、役場に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示することで、公示送達を行うことを可能とするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第81号 蔵王町下水道条例の一部を改正することについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第11、議案第81号蔵王町下水道条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第81号蔵王町下水道条例の一部を改正することについて、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、下水道使用料を改定し、施設の老朽化に伴う更新・維持管理経費の財源の確保や使用料収入と経費の均衡を図り、持続可能な経営を確立するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、詳細につきましては主管課長に説明させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、主管課長より詳細説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間勝文君） それでは、議案第81号の詳細説明をいたします。

本条例の一部改正について、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、下水道事業の持続可能な経営を確立するために、11月17日の全員協議会でご説明申し上げたとおり、下水道の使用料一律20%の料金改定をするために、条例の一部を改正するものでございます。

審議資料、新旧対照表においてご説明申し上げます。

18ページをご覧ください。

蔵王町下水道条例の一部を改正する条例について。

まず、第17条の使用料について、現行の基本使用料の排出汚水量が10立方メートルまで「1,664円」を「1,990円」に、同じく超過使用料10立方メートルを超え20立方メートルまでが、1立方メートルにつき「172円」を「206円」に、同じく超過使用料20立方メートルを超え50立方メートルまでが、1立方メートルにつき「179円」を「214円」に、同じく超過使用料50立方メートルを超え200立方メートルまでが、1立方メートルにつき「204円」を「244円」に、同じく超過使用料200立方メートルを超えるものが、1立方メートルにつき「217円」を「260円」に改めます。

本条例の施行期日は、令和8年4月1日といたします。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） これまでの説明でも再三、やっぱり下水道事業は赤字でもうキャッシュフローも1,000万円、2,500万円ぐらい減っているということであるということ、私も理解はしているんですけども、私自身もずっとただ公共の財産としてやっぱり水というのは必要不可欠であって、なるべくだったら税金の範囲内で助けてもいいんじゃないかという意見があるので、企業努力をするにしてもやっぱり限界があるわけです。下水道に関しては特に。

そこで、一般会計からの補助があってもいいかなと思うんですけども、そこは除いて、コロナ禍が終わって物価高、どんどんどんどん物価上昇している中、この下水道料金を上げていくということが町民の負担になるんじゃないかなと私は考えるんですけども、その辺についての検討はなされなかったんでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間勝文君） 平間議員の質問にお答えいたします。

平間議員から前から一般会計で負担すべきじゃないかということでいろいろお話をいただきながら、基準内繰入れを行っていつているわけなんですけれども、なかなか基準内だけでは厳しくて基準外繰入れも入れていただいているという、まず1つでございます。

そのほか、コロナ禍で大変だった。今、値上がりの時期で大変ではないかということでお話あったんですけども、これも実は、下水道も経営審議会のほうに付託、諮問しまして答申は得ました。

その中でも3通り、4通りのいろいろな議論があったわけなんですけれども、この物価高で大変なのは分かります。だけれども、この下水道運営していくためには、町民にもある程度の負担をお願いしなくてはならないというところをやっぱりお話しいただきまして、今回、大変物価高の中ではございますが、20%の改定率ということで答申をいただいて、そちらで内部で検討したところ、20%で今回お願いするしかないかということになりましたので、今回の議案の提出になっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ちょっと1つだけ確認したいことがあります。下水道事業というのは上水道事業よりもより範囲が広いというか、円が、お金取ったりとかするのは町でやっていますけれども、実際やっぱり下水道管自体は町をまたがっていつているわけで、蔵王町だけの、ほかの自治体も上げているのかもしれないですけども、何か県のやっぱり責任も大きいところではないかと私は考えているんですけども、県のほうから何か町の管を更新する

に当たって助成金があるとか、ちょっと厳しくなってきたら県のほうから助成金なり補助金があるというような話ではないんですか。そういうことはあるかないか、ちょっとそれだけ確認させてください。

○議長（佐藤長成君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間勝文君） お答え申し上げます。

今、平間議員がおっしゃったように県の助成金とか、今後、老朽化していった場合、そういうのに対する改修用の助成とかはないのかということでございますけれども、やっぱりこの下水道事業というのは市町村単位でやっている事業でございますので、県のほうには、実は県のほうでやっている事業と申しますと、岩沼市のほうで汚水処理を県下全部、仙南であれば岩沼市でやってもらっています。県のほうはそちらのほうの事業をやるということで、特に今のところ、いただければありがたいんですけども、県の事業の助成というのはございません。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） ほか質疑ありませんか。8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 令和6年度に下水道事業の経営戦略を改定されまして、令和7年度から令和16年度までの10年間の戦略をまとめております。この戦略の中で、使用料収入の見直しについては、おおむね5年ごとにその必要性を検討していくということになっております。

今回、前回の料金改定が令和5年度ということで、その時点で28%の値上げをやったわけですが、今回は5年たたないで3年での料金見直しになるというふうなことで、通常は5年ごとの見直しという方針ですが、今回3年で見直しをしなければならない特殊な要因というのがあれば、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間勝文君） お答え申し上げます。

今、議員がおっしゃっているとおり、令和5年に14年ぶりの改定ということでやりました。そのときは54%でしたっけ、の必要性がありますよというところでお話し申し上げまして、そのときはいきなり五十何%も料金改定はできないであろうということで、前回26%ということで改定させていただきました。

本来であれば、議員おっしゃるとおり5年という形でスパンを組めれば一番よろしいんですけども、当時、コロナ禍であって、社会情勢も踏まえながら使用者に過度な負担とならぬようということで暫定的に二十何%と。今回も、そのときに3年後をめどということで、議

員は当時いなかったと思うんですけれども、説明させていただきまして、3年後をめどという形でさせていただきまして、財政的にもやっぱり厳しくその時期が来てしまったということで、今回、改定のほうをお願いしております。

今後になりますけれども、5年ということのでめどを組んでいますので、全員協議会でも説明申し上げましたけれども、5年をめどに今後は財政がうまくいくように経営していきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） ありがとうございます。

それで、前回、令和5年度に使用料の引上げを行ったときに、ちょうど流域下水道の負担金が大幅に増えたというふうなことで、それは何かというと、電気料金が非常に高騰したために流域下水道の負担金が大幅に増えて使用料を引き上げた分がその電気料負担の分で消えてしまったというか、大分恩恵が小さくなってしまったというような経緯があったと聞いております。

それで、今回、一律20%の値上げというふうなものについては、そういう流域下水道の負担金の今後の見通し等も含めて検討した結果であるのかどうか、その辺を確認させていただきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間勝文君） お答え申し上げます。

全員協議会のときもお話ししたんですけれども、確かに令和5年度で引き上げさせていただいて、当時、電気料金が値上げということでございまして、実は下水道というのは、処理料のほとんどは電気料金というのがやっぱりかかるということになっておりまして、県のほうでもなかなかこれはもう市町村にお願いするしかないということで、当時600万円でしたか、の金額を臨時追加という形でお話をいただきました。

全部が全部消えたわけではなくて、2,000万円くらい当時も上げさせていただいたんですけれども、そのうちの600万円ということで本当に恩恵が少なくなりましたと、ちょっと誇大な表現ではありましたが、そのような説明をさせていただきました。

今後、県とも話ししているんですけれども、国のほうでも今電気料金のほうの補助とかいろいろやっております、過度に電気料金に負担がかからないようにということもあるようなので、その辺も踏まえまして、5年間の経営の見込みをつくりまして今回提案申し上げておりますので、多分と言ったらちょっと語弊あるんですけれども、大丈夫なようには考えてご

ざいます。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それでは、ほか質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ただいま上程されました議案第81号蔵王町下水道条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論させていただきます。

そもそも下水道事業を黒字、赤字の評価で図ろうとしているところに大きな過ちがあると、これまで何度も指摘してまいりました。独立採算性が求められる事業だからと言うが、人口が減れば当然水の需要量が減り、需要量が減れば有収水量が減る。最近のトイレの節水機能の進歩も早く、このような状況でどのような経営努力をして黒字を出していけると思えるのか。

水道事業は、地方公営企業という制度になっています。地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと書いています。企業経営に倣って運営するが、同時に公共の福祉の増進も目指さなければならないということになっています。

地方公営企業という名前に企業という名前入っているからといって、お金もうけや独立採算をしなければならないと必ずしも考える必要はなく、住民の命と健康を守るために上下水道事業に公の財産を注ぐべきだと考えます。むしろ、この物価高が問題になっている中、等しく家計の負担を考えるならば、料金を下げる政策を取っていくべきではないでしょうか。

下水道について補足しますと、下水道法は、第1条で流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道、並びに下水道事業の設置その他の管理基準を定めて、下水道第3条の1項、公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。2項では、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができるとあるように、基本的には維持、修繕などは市町村、現実的には流域ごとに広域的な下水道計画が行われています。

埼玉県八潮市で、巨大な下水道管の修繕が不十分なままで道路が陥没し、そこにトラックが

転落し、ドライバーの命が失われる痛ましい事故が起きました。あのような事故を起こさないためには、積極的な公費負担が必要だと私は考えます。

以上、同僚、先輩の議員の賛同賜り反対討論といたします。

以上です。

意味分からないですか。何で分からないんですか。

○議長（佐藤長成君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）それでは、ほか討論ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決いたします。採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立11名〕

○議長（佐藤長成君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第82号 指定管理者の指定について

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第12、議案第82号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第82号指定管理者の指定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、憩いの家黄金川温泉白鳥荘の指定管理者として、株式会社サンアメニティを令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年を期間として指定することについて、地方自治法の規定により議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては主管課長に説明させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 続いて、主管課長より詳細説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（大槻みちる君） それでは、議案第82号指定管理者の指定について、詳細説明をさせていただきます。

憩いの家黄金川温泉白鳥荘は、平成18年度から蔵王町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、指定管理者を指定してまいりました。

令和8年3月末をもって3年間の指定管理期間が終了となるため、令和8年度から令和12年

度までの5年を期間とし、指定管理者の公募を行いました。

指定管理料の金額は年間300万円を上限とし、ただし自然災害等、予測不可能な事態が生じた場合は別途協議するものといたしました。

10月15日に現地説明会を開催したところ、2団体からの参加があり、10月31日までの公募期間内に2団体からの申請がありました。

この2団体について、7名で構成する指定管理者選定委員会において、各種書類及び申請者への聞き取りにより審査を行った結果、株式会社サンアメニティを施設管理を行うに適切な団体と認めたとの答申がありましたので、町として指定管理者候補者として決定をいたしました。

株式会社サンアメニティにつきましては、令和4年度から当施設の指定管理者として運営管理を行っており、SNS等を通じて施設の魅力を発信しながら、利用者の増加、サービスの向上に努めております。

今回、指定管理期間を令和8年4月からの5年間といたしましたが、期間を5年間としたのは、人材確保の面から、5年の期間とすることで採用や人材育成の面で中長期的な運営体制が可能となること、また運営の面でも、長期的な目標を持って施設運営に取り組んでいただくことでより安定的な運営ができるとの考えから5年としたものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） この指定管理の指定について、ちょっと私たちは内容を全く示されてありませんし、町が選んだから賛成してくださいと言われても、このサンアメニティさんがよかったか、あともう一つのほうの業者がよかったのかというのは、私たちの判断できないんですけれども、どこがよくてサンアメニティさんになったかという具体的にもうちょっと教えていただきたいんですけれども。

○議長（佐藤長成君） 副町長。

○副町長（平間喜久夫君） お答えさせていただきます。

2団体からの申請があったということで、指定管理者選定委員会を開催して指定管理者候補者を決定したという、先ほどの担当課長からの説明でございます。この7名、庁舎内の管理職、私が委員長という立場で審査をさせていただきました。

両者の提案内容につきましては、すばらしい内容でございました。今回、それぞれ書類を見

させていただき、そして各申請者からの聞き取りもさせていただきまして、どっちがやっても本当に遜色がないというのが正直な感想でございました。

そうした中で、やはり最終的には7名がそれぞれ採点をし、どちらがいいでしょうかということでそれぞれの委員が点数をつけました。最終的には、平均点で0.5点の差でサンアメニティというふうに決定をさせていただいたところでございます。

詳しい内容につきましては、ちょっとそれぞれの企業のこの施設をこのようなことで管理していきたい、あるいは会社の方針だったり、ちょっと企業秘密にも該当する部分があるので詳しくは申し上げられませんが、ただ言えることは、令和4年からサンアメニティさん、指定管理をやってもらっております。この4年間で毎年利用者数も増えてきて、施設のほうも大分使い勝手がよくなってきたのかなというふうに一生懸命管理もしていただいております。こうした部分が7名の委員の中で一定の評価を得た結果、このように採点のほうで若干上回ったということで、今回、町長のほうに答申しまして議案の提出という形になったものでございます。

実際に黄金川温泉憩いの家のほうに行ってくださいと、施設なんかも大分、建物自体は結構年数たっていますけれども、きれいに管理していただいておりますし、いろいろなイベント等も行いながら利用者の増加、サービス向上という点が見えてくるところでございます。

実際にこれは見ていただくしかないのかなというところはございますが、そういった意味で我々も公平な目で評価をさせていただいて、今回の5年間についてはサンアメニティさんに引き続きというふうに委員会のほうで決定させていただきました。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 私も黄金川温泉に行くことがあるのでそれは分かっているんですけども、ただ、こういった指定管理者の指定もいろいろな状況がありますから、確かに全て議員に見せろというわけにもいかないのは分かるんですけども、こういった行政サービス、町民の気持ちを酌んだ提案なのかどうかというのが、多分一番求められていることじゃないですか、温泉なんか特に。それを採決してほしいというのに何も情報がないのはちょっと寂しいなと思ったものですから、質問させてもらいました。

あともう1個だけ、こういった結局指定管理者の指定、内部的だったっていいんです、専門的なやつだったら何となくもう任せるしかないのは分かるんですけども、こういった町民なり利用者の声を幅広く組んだ提案なのかどうかというのを図るためには、やっぱり市内だ

けじゃなくて第三者の人とかそういった面も必要なんじゃないかなと私は思うんですけども、そういった第三者の人が入ってこのプロポーザルを検証したのかどうかというのをちょっと教えてほしいんですけども。

○議長（佐藤長成君） 副町長。

○副町長（平間喜久夫君） 今回の指定管理者選定委員会には、外部の人は入っておりません。以上でございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）ほかに質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第83号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第13、議案第83号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提出者から説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第83号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、宮城県市町村職員退職手当組合理約議会議員等に対し、地方自治法に基づく議員報酬等を支給するため、規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありません

ので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで昼食のため休憩いたします。午後1時15分から再開いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（佐藤長成君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き審議を続けます。

日程第14 議案第84号 令和7年度蔵王町一般会計補正予算（第6号）

○議長（佐藤長成君） それでは、続きまして、日程第14、議案第84号令和7年度蔵王町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第84号令和7年度蔵王町一般会計補正予算（第6号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億5,163万4,000円を追加し、予算の総額を93億7,698万7,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、歳入においてふるさと応援寄附金や繰入金を追加しようとするものであります。

歳出においては、蔵王病院事業会計の負担金補助やふるさと納税関連費用を追加したほか、永野小学校及び宮小学校において、令和8年度に特別支援学級が新設されることに伴い、校舎トイレ改修工事費、空調設備設置工事費を新たに計上いたしました。

このほか、土木費では除融雪作業委託料を追加したほか、町道西裏井戸井沖線道路改良工事

費を新たに計上したところであります。

次に、第2表債務負担行為補正については、住民税等通知書圧着機リース料など5件を追加しようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） 62ページの農業振興費の農作物有害鳥獣駆除対策事業補助金ということで追加280万円ほど上がっておりますけれども、これについて詳細説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 農林観光課長。

○農林観光課長（佐藤敏彦君） お答えいたします。

こちらの補助金でございます。今回280万円を追加し、総額980万円にしようとするものでございます。こちらにつきましては、熊の出没が多発し、捕獲頭数、当初の見込みよりも大幅に増えたことによる増額分となっております。当初20頭で見込んでおりましたけれども、実績で54頭、34頭の増額となりました。また、今後のこともありますので、40頭分ということで280万円を今回追加するものでございます。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） ありがとうございます。

詳細内容についてお伺いしますということで、今回、こうした追加分になった分については、詳細的にどのような部分に充てようとしているのか、そこがちょっと見えませんので、その辺についてもう1回ご答弁いただきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 農林観光課長。

○農林観光課長（佐藤敏彦君） お答えいたします。

今回の40頭分ということで、1頭当たり7万円ということで280万円の予算を計上させていただいております。

その内容でございます。捕獲許可1件につき1万5,000円、捕獲加算ということで1頭につき1万5,000円、あと刺し止め、解体費用が1頭につき4,000円、また見回りということで、そちらのほうの費用が1頭当たり平均で約2万7,000円ほどかかる見込みとなっております。

そちらのほうの合計を合わせて7万円というような形で数字を上げさせていただいているところでございます。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） ありがとうございます。

本当にこうした捕獲頭数が増えることによって駆除隊員の皆さんの負担も非常に多く大きくなっているのかなというふうに感じておりますので、その辺について、時間もかなりかかりますし、こうした部分についての考え方、いわゆる手当等についても今後どう考えていくのか、その辺については現状のままなのか、今後検討していくというものなのか、その辺についてお伺いしておきたいと思えます。

○議長（佐藤長成君） 農林観光課長。

○農林観光課長（佐藤敏彦君） お答えいたします。

今年の4月でございます。料金につきましては、いろいろ改正をさせていただいたところがございます。こちらにつきましては、各隊員の隊長さん方のご意見をお伺いしながら、実情に合った料金ということで進めていきたいと思っております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） それでは、54ページの有価証券の売却収入825万円ほどありますけれども、これは聞いたところによりますと、宮城交通、ミヤコーさんの株の売却だというふうに聞いているんですけれども、財産の売却でありますので、その辺の中身について詳しく説明をいただければと思います。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川井大文君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この歳入予算でございますけれども、町が所有している宮城交通株式会社の株券2,500株の売却による収入を計上するものでございます。令和6年度末に宮城交通が名古屋鉄道株式会社の連結子会社となったことに伴いまして株券の買取りを進めており、蔵王町の保有する株券も買い受けた旨の提案がなされたものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） ありがとうございます。

そうしますと、ミヤコーさんのほうから誘いがあったということで承知してよろしいんですね。

2,500株、以前から蔵王町は有価証券のミヤコー株を持っているんですけれども、計算上は

1株にして3,300円になるんですね。3,300円というのは、どういったことでそういう値段で売却に至ることになったのか、その根拠も含めてもう一度お願いします。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川井大文君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、売却の価格が1株3,300円ということになってございます。取得時は1株500円だったものでございますけれども、この売却額が適正なのかというようなご質問かと思っておりますけれども、この株式は非上場株式でございますので市場価格がございません。よって、第三者機関、税理士法人になりますけれども、そこが作成した株価評価報告書により算定されたものでありまして、当方でも妥当なものとして判断したところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤長成君） 13番村上一郎君。

○13番（村上一郎君） 分かりました。

上場の株ではありませんので、確かに今課長がご説明いただいた内容で承知はするところでもありますけれども、額面500円ですから、当然、3,300円というのかなりの利益も上がってくるんだなと思っております。当然、いろいろ調べましたら、地方自治体がこういう有価証券を売却したときのそういう所得関係の税制上は優遇措置あるみたいなんです。個人で売却するのと自治体が売却するので違うんだなと思って、その辺はいろいろ調べておったところですけども、ただ、ちょっと関連したことになりますけれども、今年の6月のミヤコーさんの株主総会の後に、配当金1株10円というのが示されているんです。

ですから、2,500円ですと2万5,000円ほどの配当収益があるんですけれども、その辺はきちんと歳入として受けてはいるんでしょうけれども、これまでの補正の中で歳入の補正に出ないで、その辺はどういうところの歳入科目で受けているのか。たしか受けているんだと思うんですけれども、その辺も含めてもう一度お願いたします。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川井大文君） お答えいたします。

近年の配当の状況でございますけれども、令和6年度、おっしゃるとおり1株10円で合計2万5,000円の配当がございました。そちらは歳入として受けてございます。

令和3年度、令和4年度、令和5年度は配当がございませんでした。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「議長、会計課お願いします。歳入の科目

の関係」の声あり)

今の件で、会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（我妻 敏君） ちょっと準備しておりませんでしたが、配当については確かに入っていることを確認しておりますので、次のときまでに調べて報告できるようにしておきたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。3番佐藤敏文君。

○3番（佐藤敏文君） それでは、61ページと62ページにわたるんですけども、蔵王病院運営費ということで、今回、3条予算と4条と合わせて6,000万円追加となっております。

そういった中で、今年度、令和7年度の合計しますとかなり多額の補助ということで、運営費補助ということで上がっておるんですけども、現実的には経営改革プランということでそれに沿って今現在蔵王病院の運営を行っていると思うんですが、そういった中で恐らくだんだん改善していった将来的には赤字を解消していきましようといったようなプランだったと思うんですけども、今回、このようにまた追加で上がってきております。

そういったところで、その中身、やはり今回追加になった理由、それと改革プランの推進状況、そういったものをお伺いします。

○議長（佐藤長成君） 病院事務長。

○病院事務長（鈴木智子君） お答えいたします。

まず、今回の6,000万円の中身ですけれども、いろいろ基準内繰入れと基準外繰入れを精査いたしまして、プラスマイナスいたしまして、3条のほうでは財源対策分ということでマイナスしている部分もありますんですけども、財源対策分で当初で7,000万円取っていたものを5,819万円プラスで1億2,919万円にしたいと思って計上しております。

4条予算のほうでは、企業債等の部分を精査いたしまして、プラスマイナスいたしまして248万3,000円を計上いたしております。

やはり財源対策分というところがかなり大きくなってきているかなと思います。

経営プランに対しては、先日の説明会でもご説明いたしましたんですけども、入院のほうが予定よりは減ってきて、外来は上がっておりますけれども、やはり歳出、支出のほうの給与費、それから経費と材料費について、令和6年度につきましては7,000万円予定よりも増えているという状況で、プランに基づいてやっておりますけれども、なかなか物価高騰の問題とやはり入院する方が減っているということで、なかなかプランのとおりに行っていないというのが現状です。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 3番佐藤敏文君。

○3番（佐藤敏文君） 今回、補正予算ということで、ただいまのお話ですと経営プランに沿った運営がなかなかうまくいっていないといったようなお話でございます。

しかしながら、昨年は、令和6年度、やはり多額の補助を一般会計から繰入れしまして、今回の決算では黒字というような状況になってございました。

そういった中で、なぜ黒字なんですかとといった同僚議員の質問に対して、翌年度の運営費がすぐに企業会計でもあるので、必要なために残しておかなくてはいけないといったお話でした。

しかしながら、今回のこの繰入れ、果たしてそこまで行くものなのかどうか。今まで赤字体質でずっと来ていたものが、令和6年度の決算では黒字と、今回、では令和7年度は果たしてどうなのかと、見込みとしてはどのような状況なのでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 病院事務長。

○病院事務長（鈴木智子君） お答えいたします。

今回の予定につきましては3月末までの予定ということで、今回、12月に計上させていただきました。

もう少し時期が進んでまいりますと、3月の議会に再度精査をいたしまして、もしかしては戻入れというんですか、繰入れを戻すとかしまして、あとキャッシュのほうも見ながら、キャッシュについては決算のときにご指摘がありましたと思うんですけれども、4月中に令和8年度分繰入れをしていただくというような方法を、早めにもう令和8年度分の繰入れをしていただくとか、そういうふうにその分間に合うように3月31日に現金を残すということも考えながら、今回については3月までこのぐらいでキャッシュが回るであろうという予算としておりますけれども、3月にもう一度精査をかけて下限について補正をさせていただくかもしれないという状況です。

○議長（佐藤長成君） 3番佐藤敏文君。

○3番（佐藤敏文君） 大変非常に厳しいような答弁でございましたけれども、やはりその辺は当然資金繰りの面で考えれば、年度内に何とか資金繰りをうまく回しましょうといったことは、経営側としては大変必要なことだと思うんですけれども、その前に前提として、やはりせつかく改革プランを作成して、それに乗って将来的には数年後には赤字の解消に努めるといったものがあつたにもかかわらず、なかなか厳しいという声を出されるのは非常に残念だなあと。やはり企業努力として、そういったものに近づけるような方策なりいろいろなやり

方を検討していくべきだと私は思うんですけども、最後にその辺を聞いて終わりたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 病院事務長。

○病院事務長（鈴木智子君） お答えいたします。

やはり一番経営が厳しいのは入院の数がなかなか、入院される方が少ないということで、そこで病院としても必要な方には入院していただいてということをお勧めというのも変ですけども、しておるんですけども、やはり今朝、院長のほうからお話もあったんですけども、昨日、医師会のほうの集まりがあつて蔵王病院のほうで新聞に載った関係もありますけれども、ほかの先生方からもお話あったようです。

高齢者というか人口が減ってきている。そこで、今もう蔵王町介護施設もあり、高齢者の取り合いと言つてはあれなんですけれども、やはりどこの医療機関でも入院が空いているという状況で、介護施設のほうでも入所が空いているというので、なかなか今厳しいという状況をほかの医療機関の先生方から声かけられましたよということを院長のほうから話をされました。

やはり入院と外来につきましても、なるべく多くの方に通院していただけるように、看護師共々努力してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） 56ページの企画費の18節の交付金なんですけれども、町制施行70周年記念実行委員会負担金というのは、これからわざわざ補正を取つて何か事業をするつもりなのかというのがちょっと分からなかったもので、ここをちょっと具体的に教えていただきたい。

○議長（佐藤長成君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（川井大文君） お答えいたします。

この負担金でございますけれども、この内容は、パラオのスティープン・ビクトル農業・漁業・環境大臣が本町の70周年を祝い12月16日に来町されることから、今後の子ども交流事業の進展につなげるため、歓迎レセプション及び町内視察のための費用を実行委員会への負担金として計上するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） じゃあ、何で補正だったんでしょうか。70周年記念は今年でもう終わりだということなのに、なぜこの時期になってわざわざ呼んだのか。来てくれるというふうに言つていただけたのか、ちょっと私は分かりませんけれども、その辺が。もうだつて去年もおと

としもパラオに対する予算をつけたくてもつけられなかった状況じゃないですか。もうニーズがなくて、お互いに。なのに、わざわざパラオの事業をここでまたするということはちょっと私には理解できないですけれども、町長、どういうことなんでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 実は、パラオと蔵王町の子供たちの交流の関係でパラオの大使館のほうに、1か月ぐらい前ではありますが、お邪魔になったところでありまして。その中で、3つの大臣かぶさっているんですけども、水産、農業、環境大臣という大臣なんですけど、以前、幹事長である鈴木俊一、自民党の幹事長ですが、その方がオリンピック大臣のときに、農水の予算でぜひひとつ蔵王町でパラオを見てほしいということで、酪農センターの菅井、今の専務さん、それと元区長をやられた大根農家の斎藤孝吉さん、お2人がパラオの土地を見てもらって、これが農業だとか酪農に適しているかどうかということで、農水の予算で行ったんです。

そういったことで、ぜひひとつパラオとしてもまた蔵王の土地を見ながら、そしてパラオに少しでも自分たちで作物を作っていく、そういった環境を整えていきたいというお話があったんです。そんなことで、12月16日に来ることになったので、そういった方々とのお話だとかをさせていただきたいということでありまして。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） パラオの海の中に囲まれて南半球の環境と、この蔵王町の北半球にあって、割と日本でどちらかというと雪がたまに降るような環境で、あまりにも環境が違うと思うんですけども、わざわざパラオの人も蔵王じゃなくて逆に沖縄とか海に近い環境のところに視察に行くべきなんじゃないかなと私なんかは思います。

何か無理やり、南パラオと蔵王の北原尾をつなげるというのは分かるんですけども、何かもうちょっと本当にその交流事業をしたいんだったら、もっと多分、あれはもう日本軍が占領して行って、南洋庁というのをつくって、国の役人が行ってわざわざ統治して、あそこで戦争にはならなかったんですけども、何かそういった戦争の悲劇とかそういったものと絡めてもうちょっと深掘りするのだったら、私も理解するところではあるんですけども、急にパラオのほうの農業を盛り上げたいから蔵王町に来ますというのもちょっと無理があるんじゃないかなと私は思うんですけども、無理ないですか、町長。わざわざ蔵王町が30万円も出してやることなんでしょうか、これが。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） さっきお話し申し上げたように、日本の農水としても、当時、パラオの大使館であります。農水からの大使館でもあったんです。

そんなこともあって、日本としてパラオを少しでも独立した生計をさせたいという日本政府にもありますでしょうし、そんなことで、大臣もせっかくのそういった方々に蔵王町のぜひひとつ今の状況を見させて、そして、当時の方々とのお話をさせていただきながらということでもありますので、ぜひ、ひとつその辺ご理解いただきたいというふうに思っています。

それと、あとパラオと蔵王町であります。いたずらに交流しているわけではないわけです。歴史があって、そして当時の大統領から、ぜひひとつパラオの子供たちを北半球のすばらしいこういった雪に触れたり、世界にはこういった自然環境があるということをぜひひとつ触れさせてほしいと。そういったことで蔵王がノミネートされたといういきさつもありますし、また歴史的にもあるわけですから、そういうぜひひとつ、パラオのほうに今度足を運んでいただきながらご理解賜りたいなというふうに思っております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。7番馬場勝彦君。

○7番（馬場勝彦君） 63ページの土木費についてちょっと詳細説明していただきたいんですが、ここで委託料ということで1,700万円、町道西裏井戸井沖線測量設計業務委託料、これ削減していますよね。今度、その下の工事請負費で900万円というのが予算化されて、ここに町道西裏井戸井沖線改良工事ということで入っているんですが、この1,700万円というかなり大きい設計業務になるんですが、これがなぜここで減額になったのか。

今後、この改良工事計画、たしかあったと思うんですが、それを今後どう進めていくような考え方の下にこういう補正予算を計上されたのか、それについてちょっと詳細説明をいただきたいなと思います。

○議長（佐藤長成君） 建設課長。

○建設課長（大槻健一君） お答えいたします。

町道西裏井戸井沖線測量設計業務委託料ですけれども、入札を行いました。大きく入札請差が生じました。そのことから、事業を有効に進める観点から工事費のほうに振り替えまして事業を進めたいということの考えでございます。工事費のほうに1,700万円、こちらのほうは900万円となっておりますけれども、この上にあります統合中学校の工事費の関係で減額が生じておりますので、その関係から900万円の増額ということになります。

○議長（佐藤長成君） 7番馬場勝彦君。

○7番（馬場勝彦君） 課長、道路改良の設計委託料、町道の距離とかいろいろなものをちょっ

と見れば、当初の入札の請差で1,700万円も請差が出るというのに、ちょっと私すごい疑問持
つんですよね。ということは、当初の組み方にちょっと問題があったんじゃないのかなとい
う、どうしてもそう捉えてしまうんです。

その辺、ただ請差で浮いた分は工事に回すので、それはそれでいいんですが、これ当初の組
み方にきちっとした精査をされていなかったのではないのかなというどうしても疑問をちょ
っと持つてしまうので、その辺についてもう少し説明をいただきたいと思うんですが。

○議長（佐藤長成君） 建設課長。

○建設課長（大槻健一君） お答えいたします。

ただいまご質問ありました内容ですが、こちらの設計業務委託の内容は、用地測量でござい
ます。道路用地に係る部分の土地について境界を復元したり、そちらの道路用地の部分の面
積を計算したりとか、そういった業務の中身となります。

発注段階で内容を精査しましたところ、当初予算額よりも低く予定価格という形になりまし
たので、それも含めまして残額が生じていたというようなことでございます。よろしくお願
いいたします。

○議長（佐藤長成君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） すみません、66ページの学校管理費ということで、今回、工事請負費で
369万1,000円ということで計上されてございますけれども、これらについて内容等について
お伺いしておきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） お答えいたします。

小学校費の中で、工事請負費369万1,000円、宮小学校空調設備設置工事、それから永野小学
校校舎トイレ改修工事、永野小学校階段手すり改修工事ということで、今回、工事の予算を
追加で計上させていただいております。

そちらの内容ですが、宮小学校、それから永野小学校、共に特別支援学級が1学級ずつ追加
で新設をされる予定となっております。ちなみに、内容については肢体不自由学級というこ
とを現在のところ予定しているところです。

宮小学校と永野小学校、それぞれ工事をやる内容が異なるということになっているわけですが、まず宮小学校につきましては、1階に教室を設置する必要があるわけですがけれども、1階には現在のところ教室がないということで、1階にある1つの部屋を改修して特別支援学級として使用する予定としております。ということで、空調がついていないので、今回、宮

小学校については空調設備を新たに設置するための工事ということを予定しております。

それから、永野小学校につきましては、教室は確保できているわけなんです、今回、肢体不自由学級ということもあって、永野小学校の1階トイレについて、まず実際に児童と保護者と学校を見学していただいて状況を確認したところ、まず小便器については、ちょっと洋服の関係とかもあってもしかすると使用が難しいかもしれないということだったんですが、では、そのほかの便器についてはどうかということで確認をしましたところ、洋式が1基、それから和式が1基ということで、洋式であれば十分対応できるだろうというような状態がありましたことから、トイレを今回改修しまして洋式を2基ということにするための工事費になります。

それから、階段の手すり設置工事ということなんです、永野小学校、先ほど実際に見学をしていただいたという話をしたところですが、階段の上り下りとか、あとは場所によって若干の段差があったりするところがあるわけですが、そういったところを上り下りするときに、一部手が不自由なときがあるということがあって、階段の両側に手すりがないと上り下りが不安定になると。現在、片側にしかついていない部分がほとんど、あとは手すりがそもそもついていない部分があるということで、今回、この手すりの設置工事ということを提案させていただいているところです。

以上になります。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） 詳細な説明ありがとうございました。

宮小学校、永野小学校、共に肢体不自由児ということで何名の方なのかなということと、あと永野小学校の場合は手すりということで、そうすると学年もちょっと1年生とはまた違のかなというそんな思いもしたんですけども、その辺について確認させてください。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） お答えいたします。

永野小学校、宮小学校、新入学児童それぞれ1名ずつということになります。それぞれの子供の体の状態に違いがありまして、まず永野小学校の児童については、歩くことはできるので、階段の上り下りとかで特別教室に行ったりとかそういったことで移動する必要があるのですが、手すりが必要だということではあります、宮小学校に入学される児童については、車椅子ということで階段の上り下りというのが現実的に難しいという状況があることから、内容についてこのように違いがあるということになっております。

以上です。

○議長（佐藤長成君） 10番松崎良一君。

○10番（松崎良一君） 大変質問としてふさわしいかどうかは言えませんが、こうした肢体不自由児専用としてトイレ等の改修も行っていくものなのか、いわゆるこうした洋式であれば、そうしたほかの子供たちも使えるような内容としてできるものなのか、その辺についてだけちょっと確認をさせてください。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） お答えいたします。

ただいまのトイレに関するご質問ということですが、それぞれについてご説明させていただきますと、まず宮小学校については、1階に多目的トイレが1か所あるということもありますので、今回、トイレの改修は予定をしていないと。

それから、永野小学校につきましては、9月会議でも、体育館の避難所として使用する部分ということでトイレの改修の予算お認めいただいております。

そのほかにも計画的に学校のトイレの改修を進めていきたいということで、来年度以降もやっていこうという考えを持っていたところではありますが、今回、4月に入学する児童のために洋式化が必要ということになりましたので、ただ、洋式のトイレを2基設置しますが、特別なものではなく一般的な洋式トイレを設置することですので、当然、ほかの児童にも皆さん使っていただくということで、こちらとしましても、ほかの学校もまだ和式のトイレというのが残っている部分ありますので、予算の都合もありますが、計画的な改修を考えていきたいと考えております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。9番今 千佳君。

○9番（今 千佳君） 53ページの財産貸付収入についてお伺いいたします。

こちらのほうで土地建物貸付収入とありますので、こちらの44万円についてお伺いいたします。

○議長（佐藤長成君） 総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） こちらの分でございますが、旧宮幼稚園の土地と建物の貸付けの料金でございます。

○議長（佐藤長成君） 9番今 千佳君。

○9番（今 千佳君） ありがとうございます。

旧宮幼稚園の建物と土地の貸付けということでございますが、一応私の住んでいる沢内地区

にも文書は回ってきてはおるんですが、詳しく利用されている業者さん、あとはこういった形で利用されているのか、詳細の説明をお願いできればと思います。

○議長（佐藤長成君） 総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） まず、業者名でございますが、柴田町に事業所を持っているほっとファーム株式会社でございます。

この会社の事業内容につきましては、障害者の就業の関係の支援をやっている事業所でございます。

実際果たしてこの幼稚園をどのように使うかということなんですが、この事業所では、障害者の就業のためにシイタケの菌床の培養、あとは関連する什器等がございますので、什器というのは、器具、家具でございます。こちらの保管のために使いたいということでございます。そのほかには、障害者就業継続事業に関連する事業に使いたいという申出がございました。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 9番今 千佳君。

○9番（今 千佳君） ありがとうございます。

こちらのほっとファームさんで利用していただくという形なんですが、ということは、もう経常的に業者さんが利用するという形になって、車の出入りとか人の出入りとかも通るも増えるということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） 当然、こちらで作業するための作業員の方も車ありの通行がございますが、それほど頻繁にというか頻繁にも通らないですし、従業員というか採用する方も少ない人数ですので、特に道路の関係については影響はないものと考えております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。12番伊藤雅代君。

○12番（伊藤雅代君） 今の今議員の質問のところに関連しているんですが、今、今議員が文書で回ってきたというような話しされていたと思うんですが、私は、この前、説明会で初めて聞いて今日ここで改めて確認したんですけれども、私の地区では文書が回ってきていないですね。ほかの人たちも、こういうふうになるんだってという話と、いや知らないという話が交錯していて、とても不安になっている方々がいっぱいいたんですが、その辺りどのように町民に知らせていたのか。それから、どのような方法でこれから知らせるのかという質問をしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） まず、これについては回覧で回しております。町内全部ではございませんで、宮、沢内、宮司、向山、いわゆる宮地区の方々に対しての回覧ということしております。ほかの地区については、今のところ考えてはおりません。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 12番伊藤雅代君。

○12番（伊藤雅代君） ありがとうございます。

そうしますと、令和6年の議会報告会1回目、2回目共にこの宮幼稚園の跡地利用の話が出ていたんですね。町民、全ての人がそこをどうこうというふうに思っているかどうかは分かりませんが、町民の考えとして、思いとして、議会報告会に意見が挙げられていた中で、宮地区だけに知らせるといのはちょっといかがなものかなというふうに思うんです。町全体にこういうふうに決まりましたよということを知らせたほうがいいのではないかと思うんですが、どうして宮地区だけなのかお知らせいただきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） 今回の回覧の目的でございますが、この宮幼稚園の周辺地域に住んでいる方々に、こういったことで活用になったということをお知らせするためのものとして回覧したものでございます。

○議長（佐藤長成君） 12番伊藤雅代君。

○12番（伊藤雅代君） そうしましたら、今後、どのようなお知らせの仕方をされるのかをお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） 今のところは、この宮地区だけという考えでございましたが、今、伊藤議員からそういった意見が住民からあるということでございますので、何らかの方法で、皆さんにこの旧宮幼稚園がどのようになるのかということについてもお知らせできるような方法を考えたいと思います。（「別件で」の声あり）

○議長（佐藤長成君） 別件ね。どうぞ、12番伊藤雅代君。

○12番（伊藤雅代君） 先ほどの質問の別件で、66ページの小学校費のところ、先ほどのトイレの改修というところで、具体的にトイレだけなのでしょう。例えば、手洗いとか水道とかその辺りの改修はここに入っているのでしょうか。それとも、全然入っていないのでしょうか。車椅子のお子さんだったら水道の栓をひねるのに届かないというところで蛇口を改修

しなきゃいけないし、もっと言えば机も違う机を使わなきゃいけないと思いますし、いろいろ出てくると思うんですが、ここにはトイレ改修工事費というような表記がしてあるんですが、それ以外も含まれているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） お答えいたします。

まず、先ほども議員のご質問にお答えしたところですが、永野小学校に入学されるお子さんについては、歩くことができるお子さんということで、実際に学校の施設を見学した上で、いろいろ階段だとかトイレだけではなくて、そのほかの部分も実際に動いてみてどうだろうということを確認した上で支障になる部分ということで、今回は、この校舎のトイレ改修についてはトイレのみの改修と。

ただ、トイレのみの改修とはいっても、ブースを広げたり変えたりというのがあるので、そういった部分もありますが、あと手洗いなどについては特に問題なく使用ができるので、その点については特に予定はしていないということです。

あわせて、宮小学校については、先ほどお答えしましたとおり、宮小学校は車椅子のお子さんが入学されるということですが、もともと多目的トイレが設置されているので、そういった意味でトイレの改修については車椅子のお子さんでも十分対応できるというところではありますが、ただ、今、議員からご質問があったとおり、机とかそういった部分がどうしてもこれまでの机では対応できないということで、備品購入費のほうで机とかその他必要なものについての購入について予算を計上しているという状況になっております。

○議長（佐藤長成君） 12番伊藤雅代君。

○12番（伊藤雅代君） 詳しくありがとうございます。

それで、歩けるお子さんだから大丈夫かというところ、握力がどうのこうのというところも多分出てくると思いますので、蛇口をひねる力とかその辺りもまた見ていただければと思います。

あとほかの子供たちも同じなんですが、今、レバー式のものが結構出ていると思いますのでその辺りもお考えいただいて、子供たちに不自由がないようにしていただきたい。車椅子に座ったまま蛇口には手が届きませんので、その辺りまたお考えいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 教育総務課長。

○教育総務課長（日下光義君） お答えいたします。

先ほどの永野小学校のお子さんについては、歩けるということでお答えさせていただきました。具体的に言いますと、片方の手がちょっと不自由だということがあるということで、もう片方の手は全く問題なく握力もしっかりしているというような状況だということで、その際には学校職員も当然一緒に学校の中を同行して、いろいろなもの、もうありとあらゆる場所、実際に行って使ってみたり歩いてみたり入ってみたりということをやってみた結果として、どうしても保護者の方にとって、ここがちょっと足りませんと、学校ではここが不足していますというところを十分対応できるように、今回、改修をするということで予定をしておりますので、ただいまご質問いただいた内容についても、しっかり事務局としても受け止めさせていただきまして、今後、また必要なことが出てきたときには、再度ご説明をさせていただいたり提案をさせていただくこともあるかと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 53ページ、お願いたします。

先ほどの財産貸付収入の質疑に関連して質疑をさせていただきます。

金額が44万円というふうなことですが、年度途中での契約になるかと思っておりますので、これはいつからいつまでの分で44万円なのか。それから、この単価の設定というのは何を基準にして単価を設定しているのか、説明をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤長成君） 総務課長。

○総務課長（鈴木 賢君） これについては、12月1日から年度末までの4か月間の金額でございます。

算定につきましては、蔵王町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づきまして算定しております。

この中では、土地の場合、土地の価格に0.06を乗じて得た額となっております。この土地の価格なんですけど、条例によりますと、固定資産税の評価額を原則とするようになりますので、それに基づきまして算定しているところでございます。そのほか、計上の補正もかけております。固定資産の画地計算に基づいて、不整形なりあとは接道の部分がございますので、その分の補正を考えて算出をしております。

建物については、同じくこの条例に基づきまして算定しているんですけど、建物価格については、非課税でございますので価格は出ておらなかったところでございますので、同じような建築年数、あとは増築しておりますので、それぞれの建築年数を基に固定資産税の中から同

じような建物の平均価格で価格を算定して、これに条例に基づいて0.1を掛けた数字で算定したというところがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それでは、ほかに質疑ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第85号 令和7年度蔵王町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤長成君） 続きまして、日程第15、議案第85号令和7年度蔵王町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第85号令和7年度蔵王町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、予算の総額を16億4,208万2,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、歳入において県支出金を追加し、歳出において保険給付費を追加しようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第86号 令和7年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第16、議案第86号令和7年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第86号令和7年度蔵王町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,093万8,000円を追加し、予算の総額を15億2,460万3,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、歳入において支払基金交付金及び繰入金を追加し、歳出において保険給付費を追加しようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第87号 令和7年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第17、議案第87号令和7年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第87号令和7年度蔵王町国民健康保険蔵王病院事業会計補正予算（第3号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、収益的収入において、予定額から1,723万8,000円を減額し、総額を4億344万5,000円に、収益的支出においては、予定額に1,103万7,000円を追加し、総額を4億5,284万9,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入においては、予定額に248万3,000円を追加し、総額を8,377万7,000円にしようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により事務長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） さっきの補正で聞けばよかったかもしれませんが、すみません。

ちょっと気になったのが、この前の新聞に上がったように外来のみにシフトしていくというような新聞報道があつてから、入院収益というのは今後やっぱりこれからどんどん下がり続けていくんじゃないかと思ったりもするんですけども、今年度は取りあえずこれでとどまると考えているということではないのでしょうか。そこを確認したかった。

○議長（佐藤長成君） 病院事務長。

○病院事務長（鈴木智子君） お答えします。

今回、この92ページで入院の収益が減額しているのは、2つ理由がございます。

まずは、当初予算で1日20名で見ていたのが、現在のところ11.2名、本日であれば10名なんですけれども、11.2名と数が半分ぐらいになっているということが1点。

それから、2点目なんですけれども、今年の5月に東北厚生局の施設基準適時調査というものがございました。そこで、入院基本料を令和7年3月に遡り全入院患者の特別入院基本料

とるように指摘を受けました。入院の収益って多いときと少ないときとあるんですけども、大体月300万円ぐらいでしたが、令和7年の3月分と4月分、331万3,023円を自主返還いたしました。そうなりますと、特別入院基本料となりますと、現在、入院って医療の治療によってお値段というんですか、医療費が多い方ですと1日2万円弱の方もいれば、7,000円くらいの方もいらっしゃるんですけども、この指摘を受けまして、全員5,680円の点数で取るようにという指摘を受けました。

9月分まで全ての方を5,680円に下げて入院の医療費を頂いていたということで、ここで指摘を受けた原因とかあるんですけども、それにつきましては、医療の、例えば、酸素とかモニターってあの心電図やっているような医療が必要な方が半分以上いればいいですよということだったんですけども、ちょっと半分以下に、元気という用語あるかもしれないんですけども、そういうあまり治療されていない方が多かったということで、今年の3月から9月分までは一番低いというか、1日5,680円ということで算定するようになりました。

やはり院内でもこれはいかんということでかなり話し合いました、何とか、むやみに酸素するわけにはいきませんが、それで10月からはまた届出を出しまして、その人に見合った、高い方ですと1万9,000円くらいの入院費を頂けるというふうに変えましたので、この約半年間がちょっと痛かったかなということもありまして、それで計算いたしましてこのような減額となってしまいました。

以上2点の原因があったということですので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） ありがとうございます。

本当に国の政策に振り回されまくっているんだというのが非常に分かる答弁だったなと思います。はっきり言って、病院を潰すな、潰すなって、幾ら地方が頑張ってもこうやって国のほうから下駄を外されるようなことをされたのでは、もうたまったもんじゃないですよね、町長ね。やっぱり国との太いパイプに、町長はぜひ国会議員なり大臣に言っていただきたいなと思うんです。

ちょっともう1個気になったのが、でも今の政権で、これ報道ベースはちょっと分からないけれども、すみません、病床を1床減らすごとに400万円出るという話もちょっと聞いているんですけども、そういった話というのはまだ現場には下りてきていないんでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 病院事務長。

○病院事務長（鈴木智子君） ちょっと今資料持っていないんですけども、9月の補正をし

た、ちょっと今ないのであれですけれども、蔵王病院、3月31日で10床減らしました。なので、ということは4,000万円頂けるということで申請のほうしておりましたけれども、やはりそのときもご説明したと思うんですけれども、初めは自治体病院は外しますという話だったので、やはりほかの自治体のほうとか国保病院のほうとかから国のほうに指摘があって、10床分は頂けなかったんですけれども、蔵王病院もお金を頂けるというふうになっていました。よろしくお願いします。

○議長（佐藤長成君） 1番平間徹也君。

○1番（平間徹也君） それでは、26床なくなることになったら、あと残り26床分頂けるということに、来年、再来年以降はなるかもしれないということですか。

○議長（佐藤長成君） 病院事務長。

○病院事務長（鈴木智子君） そのときの資料を見ますと、何年度はこうなりますという形で出されて、年度年度で出されておりますので、そのときにその制度が1年半、令和8年度ですか、予定ですが、もしあれば積極的にそのような申請していきたいと思っております。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 93ページをお願いいたします。

3目の経費の中で報償費898万1,000円の追加が計上されております。この診療援助医師及び当直医師というのは、1年間で応援をいただく人数というのは当初から見込まれる人数でございますけれども、なぜ途中で898万1,000円も追加するようになるのか、その説明をお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 病院事務長。

○病院事務長（鈴木智子君） お答えします。

村上議員さんおっしゃるように、確かに休日ですとか夜の日程は決まっております。なかなかやはり、前までですと蔵王病院のほうに来ていただけない日にち、年末年始など、あとゴールデンウィーク、いろいろあと大学のほうでもどうしても人が見つからないということで来ていただけないだけでなく、当院の医師が日直や当直をしたということもございまして、令和6年と令和7年はほぼ同額で当初予算化いたしました。

若干報償費のほうを少し単価を上げているということもありまして、現在のところ、昨日、大学からメール来たんですけれども、3月31日まで、ほぼというか今年度につきましては、全ての休日や曜日において大学の先生が来ていただけるということになりまして、少し来て

もらえないところもあるかなということと同額計上していたんですけども、全て来ていただけ、それから、若干ですけども、昨年、当院の医師がちょっと具合悪くなりまして急遽お願いしたという予備分も含めて今回計上させていただきましたので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） 端的に言って、単価アップした分なのか、日数が増えた分なのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 病院事務長。

○病院事務長（鈴木智子君） 両方でございます。

○議長（佐藤長成君） 8番村上正文君。

○8番（村上正文君） それでは、その明細として、単価アップ分で幾ら増えるのか、それから日数増分で幾ら増えるのか教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤長成君） 病院事務長。

○病院事務長（鈴木智子君） すみません、その単価部分というふうなところでちょっと資料持ってこないで出したんですけども、当初予算では月200万円ほどで計上しておりました。現在の実績を見ますと、予備分も入れましてですけども、月275万円ということで計上させていただいておりますので、よろしくお願ひします。（「事務長さ、聞いていてもそれじゃあ分からないんだよ。1人のお医者さんの単価、夜の部と日中の部で単価が違うんだから、東北大の先生方は。それを言いなさい」の声あり）

○議長（佐藤長成君） 暫時休憩します。

午後2時24分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（佐藤長成君） 再開いたします。

それでは、病院事務長、答弁願ひます。

○病院事務長（鈴木智子君） お答えいたします。

単価の詳細をとということでしたと思うんですけども、そこは各医療機関にいろいろなところから応援の援助医師が入っていると思いますけれども、そこがどうしても交渉して単価を決めておりますものですから、ちょっと個人的にあとお話をしたいなと思っております。

全体の日数につきましては、約241日ということで取っております。よろしくお願ひしま

す。

○議長（佐藤長成君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）それでは、ほか質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第88号 令和7年度蔵王町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第18、議案第88号令和7年度蔵王町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第88号令和7年度蔵王町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、収益的収入において、上水道事業収益の予定額に135万6,000円を追加し、総額を4億5,399万7,000円に、収益的支出においては、上水道事業費用の予定額に190万5,000円を追加し、総額を4億4,498万円にしようとするものであります。

また資本的収入において、上水道事業資本的収入の予定額に45万6,000円を追加し、総額を1億5,632万6,000円にしようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

しと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第89号 令和7年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第19、議案第89号令和7年度蔵王町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） ただいま上程されました議案第89号令和7年度蔵王町下水道事業会計補正予算（第3号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案は、収益的支出について、予定額に76万円を追加し、総額を2億7,919万4,000円にしようとするものであります。

なお、詳細につきましてはご質疑により主管課長に答弁させますので、慎重にご審議の上、原案どおり可決決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤長成君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2 時 3 1 分 散会

上記会議の次第は、事務局長の記載したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 会 議 長 佐 藤 長 成

署名議員 8 番 村 上 正 文

署名議員 9 番 今 千 佳